

参考資料1: 各国教育政策概要

	凡例	韓国	フィンランド	ドイツ	日本
政治	①政権与党 ②主な野党 ③国家元首 ④教育大臣と職名	①ハンナラ党 ②民主党 ③李明博 ④李周浩(教育科学技術部長官)	①中央党、国民連合党、緑の同盟、スウェーデン人民党 ②社会民主党、左翼同盟、キリスト教民主党 ③Tarja Halonen(大統領)、Mari Kiviniemi(首相) ④Henna Virkkunen(教育科学大臣、国民連合党)	①キリスト教民主同盟、ドイツ社会民主党 ②同盟90/緑の党、自由民主党、左派党 ③Angela Merkel ④Annette Schavan(連邦教育研究大臣、キリスト教民主同盟)	①民主党、国民新党 ②自民党、公明党、共産党、みんなの党、社民党 ③菅直人(首相) ④高木義明(文部科学大臣、民主党)
PISA	PISAの成績(2000→2003→2006→2009)、TIMSSの成績、関連報道 ①PISA2000 ②PISA2003 ③PISA2006 ④PISA2009	PISA(読解 6位→2位→1位→2位、数学 2位→3位→3位→4位、科学 1位→4位→11位→6位、問題解決能力 1位) TIMSS(1995-数学3位/科学4位、1999-数学:2位/科学:5位、2003-数学2位/科学3位、2007)参加 ②2000年の結果に対する信憑性を証明するものとして受け止められる-平準化維持/学校間格差が大きい/公教育の力ではなく私教育の力-平準化廃止 ③読解・数学の結果に満足/科学成績の下落の原因究明と対処が必要であるとする	PISA(読解 1位→1位→2位→3位、数学 4位→1位→2位→6位、科学 3位→1位→1位→2位、問題解決能力 3位) ①「フィンランドの10代は最高の読書家」(2001年12月5日)②「フィンランドの若者の数学における高得点は専門家を驚かした」(2004年12月7日)③「フィンランドは読解力と数学はPISAで変わらずトップクラスである」(2007年12月3日)	PISA(読解 21位→21位→18位→20位、数学 20位→19位→20位→16位、科学 20位→18位→13位→13位、問題解決能力 16位)、TIMSS(1995年(中級段階 I、IIの数学、理科)と2007年(小学校)に参加→上位3分の1)、PIRLS(上位) ①2000年のPISAでドイツの成績がOECD平均以下となった衝撃は大きく、PISAショックと呼ばれた。成績上位層と下位層、さらには州間の大きな格差も指摘され、改革や議論が現在まで続いている。主要新聞・雑誌のウェブの教育を扱うページには、「PISA」の項目が特別に設けられており、国民の関心は高い。③2006年調査では、順位が向上し、評価する声が上がったが、OECDのPISA担当者であるシュライヒャーが否定的見解を示したため、保守派の政治家と対立する事態になった。	PISA(読解 8位→14位→15位→8位、数学 1位→6位→10位→9位、科学 2位→2位→6位→5位、問題解決能力 4位) ③フィンランドについての報道: 「現場に任せPISAトップに、学校に裁量、教師にやる気 Finland」(朝日新聞グローブ 2009.09.14)
教育予算	①教育予算のCDP比率(2007) ②生徒一人当たりの教育費支出(初等-高等教育、2007) ③教育予算の内訳	①7.0% ②7325USD ③中央教育行政自体の予算、地方への交付金や移転金、国立学校に対する支援金など	①5.6% ②8440USD ③就学前教育2.8%、義務教育36.5%、一般高校6.2%、職業教育13.5%、徒弟制職業訓練2%、高等職業教育機関7.8%、大学18.1%、その他の3.9%、行政2%、学生への財政援助7.2%	①4.7%→2015年までに教育・研究支出をGDP10%とする数値目標がある ②8270USD ③教育制度の有効性の向上と若手研究者助成(31億)学術・イノベーションシステムの競争力(34億)、イノベーション研究、ハイテク戦略(43億)	①4.9% ②9312USD
ナショナルテスト	①テストの名称 ②開始年 ③実施主体 ④対象学年 ⑤科目 ⑥頻度 ⑦データ公開の有無 ⑧テスト問題公開の有無	①学業成就度評価 ②2009年度から悉皆調査(2008年までは小学校6年、中学校3年、高校1年の、全体の1~3%を対象に学力達成度評価を行った) ③国(韓国教育課程評価院) ④小学校6年、中学校3年、高校2年 ⑤小学校・中学校:国語・英語・数学・社会・科学、高校:国語・英語・数学 ⑥1年に1回 ⑦生徒への通知及び学校単位の結果公開 ⑧テスト問題と解答はすべて公開	①全国学習到達度評価(Oppimistulosten kansallinen arviointi) ②1998年 ③国家教育委員会 ④第6・9学年(抽出調査) ⑤基本的には1教科について実施され母語か数学がその対象となるが、他の教科が対象となることもある。 ⑥毎年 ⑦個人や学校が特定できないようにして公表 ⑧無	A)①基礎学校比較調査(VERA; VERgleichsArbeiten)②2004年~06年(7州参加=CDUが与党の州は、NRWを除いて参加しなかった)③コブレンツ=リンダウ大学④第4学年始め⑤ドイツ語、数学⑥毎年⑦公開⑧公開 B)①基礎学校第3学年比較調査(VERA-3; Vergleichsarbeiten in 3. Grundschulklassen)②2007年より(2008年からは全州参加)③2009年までコブレンツ=リンダウ大学、2010年から教育制度質向上研究所(IQB)④第3学年末⑤ドイツ語、数学⑥毎年⑦公開⑧公開 C)①第6学年比較調査(VERA-6)②2007年より(ただし、現時点での参加はハンブルグ、ヘッセン、メクレンブルグ=フォアポーンメルン、ザクセン、シュレスヴィヒ=ホルシュタイン、テューリンゲンの6州のみ)③教育制度質向上研究所④第6学年⑤ドイツ語、数学、英語⑥毎年⑦公開⑧公開	①全国学力・学習状況調査 ②2007年 ③文部科学省 ④小学6年、中学3年 ⑤教科に関する調査(国語、算数・数学)、A.主として「知識」に関する調査 ⑥毎年 ⑦原則非公開 ⑧公開

	凡例	韓国	フィンランド	ドイツ	日本
				D) ①第8学年比較調査(VERA-8)②2006年より(バーデン＝ヴュルテンベルグは参加せず独自調査)③教育制度質向上研究所④第8学年⑤ドイツ語、数学、第一外国語(難易度3段階)⑥毎年⑦公開⑧公開 E) ①中級修了資格用教育スタンダード検証のための州間比較②2009年③教育制度質向上研究所④第9学年⑤ドイツ語(読解、聴解、正書法)、英語(読解、聴解)、フランス語(2008年に読解、聴解。6州のみ)⑥初(「教育スタンダード」の検証を目的。PISA-Eの代替として)⑦公開⑧無	
大学・カレッジ	概要	①管轄 ②種別(学校数、学生数) ③設置主体 ④教員養成機関の数 ⑤ランク付け	①教育文化省 ②大学(16校、164,068人)、専門大学AMK(26校、138,900人) ③国立大学法人立14校、財団法人立2校④9大学	①各州 ②総合大学、芸術大学、一般専門大学、行政専門大学	①文部科学省 ③国立大学(86校、621,798人)、公立大学(77校、136,914人)、私立大学(595校、2,087,263人) ④国立大学45校ほか
	選抜制度	大学入試の方法	■高等教育法施行令第35条(入学選考資料)大学の長は入学者を選抜するために高等学校の学校生活記録簿の記録、教育科学技術部の試験(以下「大学修学能力試験」とする)の成績、大学別試験(論述など筆記試験、面接・後述試験、身体検査、実技及び教職適正・人性検査)の成績と自己紹介書など教科成績以外の資料などを入学選考資料として活用できる。 ■大学修学能力試験 毎年11月 科目:言語/数理/社会・科学・職業探究/外国語(英語)/第2外国語・漢文 ■大学別選考(面接、小論文、入学し査定官制など)	大学入学資格試験の成績、高校での成績、大学個別の試験	ギムナジウム修了資格でもあるアビトゥアの点数による。筆記、口頭。旧西独の伝統を受けて従来は13年生修了後受験が一般的だったが、近年短縮されて全州で12年生修了後となりつつある。ラインラント＝プファルツ以外は、主として2000年代に州の統一アビトゥア(Zentralabitur)を導入。
後期中等教育(高校)	概要	①管轄 ②種別(学校数、学生数)	①教育文化省 ②普通高校398校、職業学校210校	①各州文部省 ②ギムナジウム(3094校)、レアルシューレ(2509校)、ハウプトシューレ(4042校)、ゲザムトシューレ(793校)など	①文部科学省 ②公立高校、私立高校(学校数24.2%、学生数29.3%) 「普通科(進学指導重点校、エンカレッジスクール、コース制)、農業、工業、科学技術、商業、ビジネスコミュニケーション、産業、家庭、福祉、芸術、体育、国際、併合科)」 (都立学校等の種類と内容)
	選抜制度	①入試の方法 ②高校卒業資格の位置づけ	①非平準化地域(学校別選考)/平準化地域(連合試験+抽選) ②高等教育法第33条(入学資格)「大学(産業大学・教育大学・専門大学及び遠隔大学を含み、大学院大学は除外する)に入学できるものは、高等学校を卒業したもの若しくは法令によりこれと同等以上の学力があると認められたものに限る」	①全国統一申請システムを通して志望校を申請し、学校での学業成績によって選定される。 ②高校卒業時には大学入学資格試験を受験する。大学入学資格を取得するためには、すべての必須科目試験において合格の評価を得なければならない。	①学力検査、内申書。一般入試、推薦入試。 ②大学入学資格としての高校卒業

	凡例	韓国	フィンランド	ドイツ	日本	
前期中等教育 (中学)	概要	①管轄 ②種別(学校数、学生数)	①市町村教育庁(教育長) ②中学校(3,106校)、特性化中学校、国際中学校	①教育文化省 ②基礎学校(2952校)	①各州文部省 ②ギムナジウム(3094校)、レアルシューレ(2509校)、ハウプトシューレ(4042校)、ゲザムトシューレ(793校)など	①文部科学省 ②公立中学校、私立中学校(学校数6.3%、学生数6.2%)
	教育課程	①教育課程策定主体 ②教科編成 ③教科横断授業の有無と名称 ④評価	①国(韓国教育課程評価院) ②国語、道徳、社会、数学、科学、技術・家庭、体育、音楽、美術、外国語(英語)その他教育科学技術部長官が必要と認める教科 ③有り、裁量活動 ④遂行評価	①国家教育委員会 ②母語、第2言語、第3言語、数学、生物・(自然)地理学、物理・化学、健康教育、宗教または倫理、歴史、現代社会、音楽、美術、工芸、体育、家庭科、進路指導 ③有。教科横断的テーマ:「人間としての成長」「文化的アイデンティティと国際化」「メディア・リテラシーとコミュニケーション」「シニアシップと起業家精神」「環境・福祉・持続可能な未来への責任」「安全と交通」「科学技術と人間」という具体的な7つの領域が提案されている。 ④第7学年では、教科によって、評点による評価に替えて教師によるコメントを用いることも認められているが、第8・9学年については学期末に4～10の7段階絶対評価が行われる。	①各州文部省 ②州によって異なる ③州によって異なる	①文部科学省作成の学習指導要領に従い各地方自治体教育委員会及び各学校が作成 ②同上 ③有、総合的な学習の時間 ④学期末、学年末
	学習形態	①一般的な授業スタイル ②学級規模 ③教員1人あたりの生徒数	①一斉 ②34.4名 ③18.4名	②国レベルの規定はないが、平均18人程度	①講義型の授業も存在するが、多くの教師はグループワークを積極的に取り入れている ②24.7人 ③15.0人	②33.0人
	教材	①教科書検定の有無 ②教科書の位置づけ ③教科書採択者 ④市販の副教材利用の有無	①有(検定制度) ②初・中等教育法第29条(教科用図書の使用)学校では国家が著作権を持っている若しくは教育科学技術部長官の検定または認定した教科用図書を使用しなければならない。 ③学校運営委員会(初・中等教育法第32条第4項)の審議を経て校長が決定 ④学校によるがあまりない	①無 ③学校単位または教師単位(自治体単位で採択している場合もあり) ④有	①有(認可制度) ②州によって異なる ③学校単位 ④教師が独自にプリントを作成することは多い	①有(検定制度) ②文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するもの ③教育委員会 ④有
初等教育	概要	①管轄 ②種別(学校数、学生数)	①市町村教育庁(教育長)	①教育文化省 ②基礎学校2952校	①各州 ②基礎学校(16305校)	①文部科学省 ②公立小学校、私立小学校(0.8%、学生数0.9%)
	教育課程	①教育課程策定主体 ②教科編成 ③教科横断授業の有無と名称 ④評価	①国(韓国教育課程評価院) ②国語、道徳、社会、数学、科学、実科、体育、音楽、美術、外国語(英語)、その他教育科学技術部長官が必要と認める教科 ③有、裁量活動	①国家教育委員会 ②母語、第2言語、算数、環境・自然科学(1～4年)、生物・(自然)地理学(5、6年)、物理・化学(5、6年)、音楽、美術、工芸、体育 ③有、教科横断的テーマ:「人間としての成長」「文化的アイデンティティと国際化」「メディア・リテラシーとコミュニケーション」「シニアシップと起業家精神」「環境・福祉・持続可能な未来への責任」「安全と交通」「科学技術と人間」という具体的な7つの領域が提案されている。 ④4～10の7段階評価が「全国標準」であるが、教科により、教師によるコメントで代えることが認められており、評価は緩やかなものである。	①各州文部省 ②州によって異なる ③有、事実教授 ④州によって異なる	①文部科学省作成の学習指導要領に従い各地方自治体教育委員会及び各学校が作成 ②同上 ③有、総合的な学習の時間 ④学期末、学年末
	学習形態	①一般的な授業スタイル ②学級規模 ③教員1人あたりの生徒数	①一斉 ②27.8名 ③19.8名	①国レベルの規定はないが、平均18人程度	①21.9人 ②13.8人	①28.1人

	凡例	韓国	フィンランド	ドイツ	日本
教材	①教科書検定の有無 ②教科書の位置づけ ③教科書採択者 ④市販の副教材利用の有無	①有(小学校の場合、教科書及び指導書が検定対象、中学校以上は教科書だけ検定) ②初・中等教育法第29条(教科用図書の使用) 学校では国家が著作権を持っている若しくは教育科学技術部長官の検定または認定した教科用図書を使用しなければならない。 ③学校運営委員会(初・中等教育法第32条第4項)の審議を経て校長が決定 ④学校によるがあまりない	①無 ②教師の裁量に委ねられている ③学校単位または教師単位 ④有、ワークブックの使用が一般的	①有(認可制度) ②州によって異なる ③学校単位 ④教師が独自にプリントを作成することは多い	①有 ②文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するもの ③教育委員会 ④有
学校外学習の習慣	①宿題の有無と量 ②学校外学習機関の有無(塾など) ③②に通う子どもの割合	①有、学校による ②有 ③87.4%	①有、基礎教育法で生徒が休息やレクリエーションや趣味に費やす時間を確保するよう求められている。 ②無	①有 ②以前はほとんど存在しなかったが、とりわけ2000年以降、Nachhilfeと呼ばれる補習塾が増えている。 ③11~16%。さらには、30~50%の生徒が、義務教育期間中に何らかの補習に通う経験を持っている。	①有 ②有 ③5割超